

## 平成 22 年さいたま市議会 2 月定例会提出議案一覧（追加送付分）

合計 1 件（条例議案 1 件）

### 条例議案

議案第 94 号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課）

地方税法等の一部改正、均等割額の減額割合の見直し等に伴い、国民健康保険税の課税限度額、所得割及び均等割の税率等について、所要の改正を行うもの。

（内容）

#### 1 課税限度額及び税率等の改定

- 国民健康保険税の課税額について、次のとおり改めるもの。

課税区分	現行	改正後
基礎課税額	課税限度額 47万円 所得割額 総所得金額等×7.2% 均等割額 2万4,000円	課税限度額 50万円 所得割額 総所得金額等×7.49% 均等割額 2万9,200円
後期高齢者 支援金等課 税額	課税限度額 12万円 所得割額 総所得金額等×2.1% 均等割額 6,500円	課税限度額 13万円 所得割額 総所得金額等×1.9% 均等割額 7,400円
介護納付金 課税額	課税限度額 9万円 所得割額 総所得金額等×2.1% 均等割額 8,000円	課税限度額 10万円 所得割額 総所得金額等×1.9% 均等割額 8,900円

#### 2 均等割額の減額に係る割合等の見直し

- 世帯の所得に応じた国民健康保険税の均等割額の課税額の減額について、次のとおり改めるもの。

総所得金額等の 合算額による世帯区分	課税区分	現行 (1人につき)	改正後 (1人につき)
(1) 33万円を超えない世帯	基礎課税額	14,400円	20,440円
	後期高齢者支援金等課税額	3,900円	5,180円
	介護納付金課税額	4,800円	6,230円
(2) 33万円に加算額(24万5,000円に世帯主以外の被保険者等の数を乗じた額)を加算した額を超えない世帯	基礎課税額	9,600円	14,600円
	後期高齢者支援金等課税額	2,600円	3,700円
	介護納付金課税額	3,200円	4,450円
(3) 33万円に加算額(35万円に被保険者等の数を乗じた額)を加算した額を超えない世帯	基礎課税額		5,840円
	後期高齢者支援金等課税額		1,480円
	介護納付金課税額		1,780円

#### 3 特例対象被保険者等の特例

- 国保課税被保険者が特例対象被保険者等である場合は、その者の前年の給与所得の100分の30に相当する金額をその給与所得とみなして課税するもの。
- 国保課税被保険者等が特例対象被保険者等である場合は、その者の国民健康保険税の減額対象となる前年の給与所得の100分の30に相当する金額をその給与所得とみなして減額の算定をするもの。

#### 4 被扶養者であった者の減免の特例

- 平成22年度以後の国民健康保険税に係る被扶養者であった者に対する減免の期間に

ついて、2年を限度としていたものを、当分の間期限を設けずに減免を行うこととする  
もの。

(施行期日) 規則で定める日